

## 朝来市社会福祉協議会配食サービス事業実施要綱

### (目 的)

第1条 この事業は、在宅の要援護高齢者や障害者等に対し、配食サービス事業（以下「事業」という。）を提供することにより、住み慣れた地域社会の中で引き続き自立した生活が送れることを支援し、もって高齢者や障害者等の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「法人」という。）とする。

2 会長は、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められるときは、民間事業者等（以下「事業受託者」という。）に、委託することができる。

### (実施方法)

第3条 会長は、事業の実施に当たり、調理が困難な高齢者や障害者等に対して、居宅を訪問して栄養のバランスのとれた昼食を提供するとともに、安否確認を行うものとする。

### (利用対象者)

第4条 事業の利用対象者は、市内に住所を有する在宅の状態にある者で、次の各号の一つに該当し調理が困難な者とする。

- (1) 70歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 障がい者のみの世帯
- (3) その他、会長が特に必要と認めた者

2 障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する者とする。

### (申請及び決定)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、配食サービス事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、会長に提出するものとする。

2 会長は、申請書に基づき、その必要性を審査した上で、速やかに配食サービス事業申請結果通知書（様式第2号-1または様式第2号-2）により、申請者に通知するものとする。

### (実施日時等)

第6条 事業の実施日は次のとおりとする。

実 施 日	毎週月曜日～日曜日
配 達 時 間	11時～12時30分

(利用料)

第7条 事業を利用した申請者は、別表に定める基準により算定した利用料を、会長が定める期限までに納めなければならない。

(利用の休止及び変更)

第8条 利用を休止する場合、前日までは無料とし、当日の場合は利用料を請求する。

ただし、状況に応じて免除する場合もある。

2 利用日、利用回数等変更の要望があった場合は、その必要性を審査した上で速やかに結果を通知するものとする。

(利用者台帳の整備)

第9条 会長は、事業の実施状況を記録するため、配食サービス事業利用者台帳(様式第3号)その他必要な帳簿を整備するものとする。

(事業実施上の留意事項)

第10条 利用対象者の健康状態等を十分勘案するとともに、食品衛生管理に十分配慮するために年1回従事者に対し講習会を実施する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療、福祉サービス等の関係機関と綿密な連携を図り、適切なサービスの提供に努めるものとする。

附則

(平成26年10月1日付一部改正にともなう特例措置)

1. 平成26年10月1日付要項の一部変更にあたり、現にサービスを受けられている利用者は、改正日後も引き続きサービスを受けられるものとする。

(施行期日)

1. この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
1. この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
1. この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
1. この要綱は、平成27年9月1日から施行する
1. この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

別表

	区 分	利用料算定基準	利 用 料
第 1 階層	<p>1 生活保護法による被保護世帯、住民税非課税世帯、老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税の人。（介護保険料の所得段階が第1段階の人。）</p> <p>2 世帯全員が住民税非課税世帯で、課税対象となる年金収入額と合計所得金額が年間80万円以下の人。（介護保険料の所得段階が第2段階の人。）</p> <p>※確認書類として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給証明書写し</li> <li>・市県民税課税証明書(初回のみ)</li> </ul>	1食につき 300円	利用料算定基準に、利用回数を乗じて得た額
第 2 階層	その他の世帯	1食につき 500円	